

(平成23年7月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

A 町（現在は、B 市）役場に臨時職員として勤務していた立場上、未納期間があってはならないと思い、申立期間の国民年金保険料を A 町役場でまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 年と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することになったきっかけ及び申立期間の保険料をまとめて納付した状況を具体的に記憶しているところ、申立人の所持する国民年金手帳の昭和 37 年度の月別検認記録欄には、同年 4 月から同年 9 月まで 37 年 11 月 30 日の検認印が押されていることから、この時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である上、同年 5 月から 38 年 6 月までは、厚生省（当時）通達に基づき、市町村職員が預かり証を発行して過年度保険料を徴収することが可能であったことが確認できるなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月15日から30年1月20日まで
申立期間について、脱退手当金を支給済みであるという回答を受けた。
脱退手当金を請求及び受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後各1年間に資格を喪失し受給要件を満たしている9名のうち、8名に脱退手当金の支給記録があり、このうち6名は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定が行われている。

また、申立期間当時、A社で社会保険事務を担当していた元社員は、「当時、集団就職して寮に入っていた人は、お互いに情報を交換していて、結婚等で退職する際は厚生年金を一時金で受け取れるという脱退手当金の制度を皆知っていた。そのため、退職するときには説明をしなくても制度を皆認識しており、会社が代理で請求をするということが慣例となっていた。」と証言している上、複数の元同僚が「会社の担当者が手続をしてくれ、脱退手当金を受け取った。」と証言していることを踏まえると、当時、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年2月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月18日から30年7月30日まで
A社B工場に勤務していた時の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されたことになっているが、当該事業所を退職時に脱退手当金の説明を受けた記憶は無く、自分で請求した記憶も無い。
申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継会社であるC社は、「申立期間当時、事務担当者が本人に代わって脱退手当金の請求手続を行っていたようである。」と説明しているところ、支給記録がある元同僚の中には、当該事業所による代理請求をうかがわせる証言をしている者が複数いることを踏まえると、申立人についても代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金に係る資格期間、支給金額、支給年月日等が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年3月10日から29年2月1日まで
② 昭和29年5月10日から同年7月15日まで
③ 昭和30年1月14日から33年5月14日まで

脱退手当金の確認はがきを受け取り、脱退手当金が支給されていたことになっていると説明を受けたが、請求及び受給した覚えが無い。申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の資格喪失日である昭和33年5月14日の前2年間に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしている女性38名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、22名に脱退手当金の支給記録があり、その全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申し出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であると言えない。

長野厚生年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 25 日から 40 年 3 月 16 日まで

A社B工場に勤務した期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、請求したことも受け取ったことも無いので、申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和40年4月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申し出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

長野厚生年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 14 日から 37 年 5 月 25 日まで
② 昭和 37 年 7 月 16 日から 40 年 12 月 21 日まで

A社B製造所及びC社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みとされている。脱退手金の請求及び受給の記憶は全く無いので、申立期間について脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険の資格喪失日である昭和 40 年 12 月 21 日の前後 6 年間に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしている女性 33 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、15 名に脱退手当金の支給記録があり、このうち 13 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、支給記録がある元同僚の中には、当該事業所による代理請求をうかがわせる証言をしている者が複数いることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、当該事業所の申立人に係る被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 41 年 4 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。